

(要領様式第 1 号)

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年条例第66号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 21 日

長野市長 荻原健司

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第50条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第54条第2項 (第54条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第56条第1項	事業計画書	
(4) 条例第59条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第64条第2項	最終見解書	
(6) 条例第66条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
条 例 第 50 54 56 59 64 66 条	(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市篠ノ井塩崎6594-1山ニビル 3 階 株式会社丑山工業 代表取締役 丑山利	
	(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市稲里町田牧字芝宮 568番 1、 568番 6、 569番 4	
	(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設（破砕施設）	
	(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず類（廃瓦に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、がれき類（廃瓦に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）	
	(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	2.64 t / 日（稼働時間 8 時間）	
	(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前

条例 第 50 54 条	(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	更北稲里田牧第一区藤牧地区自治会の範囲 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)
	(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業を営む者 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号
	(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和6年7月28日(日) 午後7時 長野市稲里町田牧 藤牧公民館
	(10) 事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	縦覧場所：長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎3階 環境部廃棄物対策課 縦覧期間：令和6年6月22日から 令和6年7月22日まで 縦覧時間：開庁日の午前8時30分から 午後5時15分まで

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第51条	○第50条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲その根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	提出期限 令和6年7月22日(月) 提出先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市環境部廃棄物対策課
	第54条	○第53条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	提出期限 令和 年 月 日() 提出先

	第 58 条	○第53条第1項の対象 関係住民 ○事業計画書について 生活環境保全上の見地 から意見を有する者	○事業計画について	24 号	提出期限 令和 年 月 日 () 提出先
	第 60 条	○第53条第1項の対象 関係住民 ○事業計画書について 生活環境保全上の見地 から意見を有する者	○見解書について	22 号	提出期限 令和 年 月 日 () 提出先

＊「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出に当たっての留意事項

・ 条例第58条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。
意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ
縦覧されます。

・ 提出書類は、いずれも日本産業規格A列4番（折り込み可）とし、使用する言語は日本語とすること。

・ 提出方法は、持参又は郵送とすること。

なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められない。